

第 6004 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2018年)平成30年 7月24日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

年の中途に贈与者が死亡した場合の相続時精算課税

Q：贈与者が年の中途で死亡した場合に相続時精算課税制度を受けるにはどうしたらいいですか？

A：相続時精算課税選択届出書を提出します。

【解説】

贈与者が贈与をした年の中途に死亡した場合において、贈与を受けた者が相続時精算課税の適用を受けるときは、贈与税の申告書の提出は不要ですが、「相続時精算課税選択届出書」を次の①又は②のいずれか早い日までに、贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

- ①贈与税の申告書の提出期限（通常は贈与を受けた年の翌年の3月15日）
- ②贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限（通常は相続の開始の日の翌日から10か月を経過する日）

なお、②の日がこの届出書の提出期限となる場合に、贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するときには、相続税の申告書にこの届出書を添付しなければなりません。

また、「相続時精算課税選択届出書」には、次の書類の添付が必要です。

- ①受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類
- ②受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類
- ③贈与者の住民票の写しその他の書類（贈与者の戸籍の附票の写しなど）

